

堂に於て記念式を挙行したるか学生並に學員諸氏を始めとし講師來賓等二千余名出席したり定刻に至り一同著席するや學生委員の開会の辭に次ぎ江木博士登壇陪審制度に付て左の如き講演を試みられたり（此講演は速記にして匆卒の折柄博士の訂正を得る能はさりしは遺憾とする所魯魚の誤は記者の責なり）

諸君今日は此学校の記念日て何か饒舌れといふやうな御話であつた、何れも諸君は法律の方の學問を致した人である、余り法律に縁の離れたことはいけない、又法律に關係したことを御話する場合は甚た少ない、私が出る場合は多く法律學生でない人か多いのでありますから：今日は相変らず法律問題に付きまして私の最も主張して居る陪審制度の我國に實現することは何せ遅いかといふ題でもよからう、即ち此陪審制度といふものは今日世の中に多少争になつて居るにも拘はらず其實現といふものは甚た遅延として居つて中速かに世の中に出て来ない、此事を論するには先づ陪審制度の必要といふことから論しなければなりませんか、是は諸君の御承知のことであらうと思ふ、然らは何故に遅いかといふことの問題に付いて關係のある点を簡単に論して置かなければならぬと思ふのでございます

それて此陪審制度を設けなければならぬといふ所以は陪審制度にあらすんは事實の真相が分らぬといふ問題でないです、事實の真相が分る分らぬといふ問題とは全く隔絶したものである、裁判学の上から眞実に當る当らぬといふ問題でない、是は独断に判事にやらすとも陪審てやらすとも殆ど似たもの

350 中央大学記念日並びに學員会秋季總會

〔『法学新報』第23卷11（270）号 大正2年12月1日〕

○中央大学記念日並學員会秋季總會 去月十一日は中央大学創立記念日に相当するを以て例年の通り午後一時より同大学大講

であるといふのは、絶対の眞実といふものは分りませぬ「ア
ブソリユート、ツリー」事実の絶対的の眞相が分らぬ是等は
眞実に判断をするといふことは人間の請求し得べき点でない
人間か俺の見込か眞実であるといふことは言へないのであ
る、てありますからして人間的といふ形容詞は：それは「ヒ
ューマン」である人間的であるといふ言葉は誤り多いもので
あるといふ意味に使はれて居ります、そして人間的といへば
誤りの多いといふことは其中の意味に含んで居るのでありま
す、てありますからして例へば犯罪人が自白する、自分は確
かに強姦しました泥棒しました、人を殺しましたといふて自
白した所て其自白したことは必ずしも本統なりと言へぬ、併
ながら或事実といふものは即ち自分の行為である、人を殺し
た、強盗した、強姦したといふことは己の行為でありますか
ら、己の行為は外に認めやうのないのでこさいますから詰り
我我は斯ういふことをしたといふことを自白したのは己の行
為と認むるのであります、それてありますから少なくとも被
告人が其犯罪の事実を自白しなければならぬ、其自白といふ
ことも本統でないかも知れませぬか自らの意思に於て自ら認
むるのでありますから事実と認むるのであります、其認めた
行為に付いて善悪是非を判断するのは是は他人にある、即ち
道徳心で言へばお前のしたことは善いとか悪いとか、又法
律の上からお前の言つたことは法律に肯く、正である又邪て
あるといふことは他人の意思を以て判断する、道徳なら道徳
の原理を以て判断する、然し強姦をした泥棒をした火を付け

たといふことは是れは自分の意思から認むるより外に仕方か
ないのであります、それてありますからして陪審制度といへ
とも誤があるかも知れませぬ、併ながら陪審の権利といふも
のは何であるかといへば人民か自ら選んだ其人の事実の認定
である、自分か服するも遺憾ないといふことになる、人民自
ら被告人に代つて判断するといふことになりすから、其裁
判の確定した事実について刑罰を適用することの出来るとい
ふことになるのである、それて或る立派な学者などは言つて
居りますか、どうも陪審制度はいかぬ、誤があるかも知れぬ、
それはあつてもよろしいといふわけにはいかぬから何でも事
実を見出すことを発見しなければならぬ、それには千里眼て
も発見しなければなるまい、陪審制度かいかぬといふのは千
里眼ても発見しやうといふ考てあらう、けれども今申す通り
今日の道徳論と分つ所の法制といふものはまだ今日の人間の
力では陪審制度の外出来ない。或は昔の徳川時代に本人が自
白をしなければ罰することか出来ぬといふことになれば其代
り拷問制度を置かなければならぬ、拷問制度を設けるか陪審
制度を設けるか此二つを拵ふたけて、人間の能力としては眞
実を発見することか出来ませぬから是非とも眞実を発見しな
ければならぬといふことになると之に刑罰を適用することか
出来ませぬのでこさいます、それて陪審制度を設けますのは
陪審制度は神聖なりといふことを以て判断するのではない、
寧ろ独断裁判といふものと較へてどうであるか独断裁判と陪
審制度と較へてどちらか眞理に近いかといふことに帰するの

てあります、どうしても此独断裁判制度といふものは廃止しなければならぬといふことか同時に拷問制度(拷)を設けるか陪審制度を設けるかといふ此二つの途に達する外ないのであります、それで陪審制度を設けるといふ意味は、消極的の独断裁判といふものは弊害とてない全く人道を打毀はすものであるから、それで独断裁判といふものは一日も存すべきものでないといふことに帰するのである、それならば独断裁判は理論上とうしていかぬかといへば苟も独断裁判の存する国に於ては其国の道德の基礎といふものかないのでございませぬ、何故に道德の基礎かないかといふことを論じて見ると、凡そ法律といふものは人間の行為を罰するのであります、或る確定したる行為に対して裁判権といふものか行はれるので、確定したる事実といふのは人を殺した泥棒した強姦したといふことになる、其人を殺ろした、泥棒した強姦をした、其他悪るいことをしたといふものかあつたならばそれに法律を適用するといふので、裁判権は事実を製造する権利ではない、人の行為を製造する権利ではない、名前は独断裁判になつて居りますけれども人の行為を製造するのではない、又それではかなはぬのでございませぬ、若も人間たる判事の職務に行為を製造する権利があつたならば道德も何もないぢやないか、勝手に行為を製造して、お前は強盗だ、お前は強姦だ、お前は殺人だと言ひ付けられたならば道德も法律も無いのである、行為を表彰するには道德なり法律なりを基礎としてやらなければならぬ、それでは道德論も何も皆打毀はし

て仕舞ふのである、従つて人間の意思といふものは無くなつて仕舞ふ、人の行為といふものは己の意思から来るのである、意思か外形に現はれるだけである、それを日本の現行法には意思といふものはないといふことになる、さうすると日本の人民には意思といふことかないといふことになる、思ひかなければ人間でない、人間は意思の主体である、日本の人間は主体か無いのでございませぬから道德の基本を打毀はすことになる、裁判は不正確であるといふけれども不正確とてはない、だから何所の政治家も歴史家も言ふのでございませぬ、謂はゆる圧制政治は国民の道德を破壊するものであるといふことを言つて居ります、如何にも其通り土耳其の如きは其例である、土耳其は陪審制度の無い独断裁判をやつて居る国である、有名な治外法権なるものかあつて独断裁判を解くことか出来ませぬから土耳其と云ふ国には国民に道德の根元がない、だから人民に権利も何も無い、昔は土耳其と云ふ国は立派な国を成して居つたけれども今日は二等国、三等国或は四等国と云ふやうな哀な有様になつて居る、之は独断裁判で人民の意思を無くしてしまつたからである、諸君に思ひかなかつたならば何て権利があるものか、日本は既に徳川政府の時代てさへも口供と云ふて自ら仕た事実を認めなければ決して処罰を致したものでない、所謂人道と云ふのは此事を言ふのであります、さう云ふことからしてどうしても独断裁判と云ふものは一日も存すべきものでないと云ふ理由から陪審制度の必要か起る、陪審の判断か必ず真理に当る当らぬと云ふの

ではない、国民の権利の一つとして之を設けると云ふのである、ところか日本では陪審裁判を一日も早く設けることの出来ない理由がある、之は日本の憲法は独逸帝国の憲法と大變の違ひかあるのであります、又英吉利の如きも裁判権と云ふものは天皇の大権に属することになつて居る、即ち元首は正義の淵源なりと云ふに基いてやつて居るので日本の憲法でも天皇の名の下に裁判すると云ふことになつて居るそれで日本でも憲法の出来た当時には裁判書にも天皇の名の下にと云ふことを書いたものである、裁判決定書の上の方にどこの裁判でも必ず天皇の名に於てすると云ふことを書いたものであります、英吉利の如きもどことこの王の名の下にと書いてある、又仏蘭西共和国の如きは共和国の名に於て裁判権を為すと云ふことを書いてあります、ところか日本では独断裁判でありますから間男をした、泥棒をした、強姦をしたと言ふものも裁判書に陛下の御名の下にと書くのも可笑いしやないか、其事は憲法にあるから裁判書には書かなくてもよからうと言ふやうなことで此頃は書かなくなりました、兎に角日本の裁判は独逸帝国杯と違つて日本の天皇の名の下で裁判か下されてあるのである、そこで事実の認定でやると云ふことになつたならばどうてございませう天皇の名に於て諸君に向つて事実を申付ける、事実を製造すると云ふことをしたならばどうてございませう、イヤ事実の製造ではない、事実を当ると言つたか宜いかも知らぬか、兎に角事実を発見すると云ふことは人間の力では出来ぬと云ふことは学理の上から極つて居るこ

とである、然るに畏れ多くも陛下の御名前を用ひて勝手な判断をすると云ふことは実に勿体ない、怖い話ではありませぬか、近頃も在つたことであるか元の警保局長の古賀廉造氏の紙幣を偽造したと云ふ事件である、古賀氏は支那の政府から頼まれたからやつたのである、それは支那の政府から適当に頼んだものと思つて監督をした、偽造と云ふことは少しも知らなかつた、初め偽造と云ふことを知つたか知らぬかと云ふことは心の状態である、之は千里眼でなければ解らぬのであるどうしてそれを知つたと云ふ人の心の中か解りますか、古賀氏の自白かあれは宜しいか勿論自白はしてない、して見れば実際事実でないかも知りませぬ、何も反対の証拠も無いのに之を初め知つたものであると云ふことは何に依つて判断かつきますか責任かどこに帰するのでございませうか、私もは其裁判官の心の中は実に苦しからうと思ひます、逆も之は月給なんかを貰つた丈ではこんな役目は出来るものではない、誰もやり手か出来ないたらうと思つて国のために判事杯をしてさう云ふ辛いことをして居られるたらう、実に心の中ではたまらぬたらうと思ひます、とうして人間にさう云ふ事か出来ませうか、人間の心で解らぬものを人間の心でせよと云ふのは余程の辛抱強い者でなければ出来ませぬ、我我は裁判官で在つたならば逆もさう云ふことは出来ませぬ併し裁判官杯は己も嫌やた己も嫌やたと云ふて罷められては困るから矢張り国のためにさう云ふことを為して居られるのであらう、月給のためではないのだ、今日は陪審制度を設けなければならぬ

時代である、立法権と云ふものは人民に委ねられてあります、然るに不都合極る独断裁判制度と云ふものを此儘に存して置くと云ふことは果して之は忠義でありませうか我我の先輩は何か言ふと忠義忠義と言ふて朝から晩まで忠義と云ふことを言ひますかこんな酷いことを陛下にさして人民か忠義忠義と言ふのは何事でありませうか、不忠不義極つて居る、斯う云ふ裁判官たることは私は嫌やてあります、私杯は実にさう云ふ怖しいことは陛下の御名前では出来ませぬ、又さう云ふ制度を平気で存して居る人民も不忠不義である、天下の政治を行つて居るところの政治家か政治の権を握つて居る以上は陛下御一人をして斯う云ふお役目に当らして居るのか忠義であるならば忠義と云ふも口の先き計りてそれはどうしても忠義ではない、不忠義であると云ふことを言はれます、決して私は之を公言して憚らぬので、之に付て議論か存するならば何時でもお出なさい

それで其弊は明かに解つて居るのであるか委しく申しませぬと諸君には解りませぬから余り長くなるけれども聊か例を引いて申します彼の有名な幸徳の大逆事件と云ふものかありました、あれは何所から原因して居るのか苟も陛下に対する大逆罪である以上日本国民は一日も早くその原因の因つて来るところを尋ね深く救済の途を講しなればならぬことではありませぬか、一体あれは何んであるか、あれは赤旗事件と云ふものかあつて独断でやつて居る其裁判か不服である、其裁判か天皇の名で下つて居ると云ふことから萌したのである、

元赤旗事件で処分されたものであるか、それか不服たと云ふのである其時分に陪審制度と云ふものかあつたら彼の大逆事件と云ふものは断乎として起らなかつたのである、目前に斯の如き例かあるしやありませぬか、其時の事柄は世の中に余り公になつて居なかつたのでせうか多少其来歴を知つて居るものは陪審制度を設けなければならぬ、独断裁判か斯う云ふことを惹起したのであることを知つてゐる、当時桂さんか内閣総理大臣でありましたか、陪審制度を設けなければならぬと云ふことに気を付けられた、政府からも陪審制度の提案かあつて大多数で決議を仕やうと云ふ位までなつたか国民党か賛成をしない、政友会て出したものだから政友会争ひから反對した、今日では国民党も政友会でも反對はない、苟も彼の大逆事件の事実の真相を知つたものは之に反對は出来ないのである、咽元過れば熱さを忘るるて日本国民か彼の大逆罪の(逆)古今未曾有の事件の在つたことを最早忘れて居ると云ふのは不忠不義極つて居ることと思ひます、併し其当時は如何に頑固なる所の官僚派の人でも陪審制度かなければならぬと云ふことを覚つたので、今日に至るまで実現されて居らぬと云ふことは之は大いに問題とすべきことである、以上は陪審制度の必要の概要でありますか實際日本に於ても実例か今のやうに在つたので一方には今日日本の道德か頼れて来ると云ふことを言ひますけれども陪審制度か出来ぬて勝手に裁判官か人民の行為を製造すると云ふ風に道德の根本が毀れて居るのに人民に道德心か無い杯と云ふことか言はれたことしやない、

ヤレ忠義たのと言ふけれども皆な虚の皮である、実際に目の前に方つて幸徳事件の如き実例が現れて居るのに今日に至るまで陪審制度の現はれて居らぬのは之は何んの為めであるか、今日は世間でも何の反対もないにも拘はらず、之か実行に著手せぬと云ふのは何事であるかと云ふのは今日の問題である之には色色の原因がありますか、先づ重なる原因を見ますれば之は政治上の関係から見なければならぬ、それで此所に一つの裁判法と云ふものかあれは何んでもないこととて、其中に陪審制度と云ふものかあつて憲法の外に根本法と云ふものかあるへきてあるか、諸君か何国の憲法を読んでも御承知でありませうか、憲法の出来る前には必ず根本法と云ふものかある、例は英吉利で申しますると云ふと所謂『マグナカルタ』か真箇の大典である、人身の保護律である、仏蘭西杯てもそれかある、其人権の宣言の如き又近年露西亜杯ても憲法発布前に色色の法律か告示されて居る。即ち人民に権利自由を与へると云ふことか告示されて居る陪審制度も其一つである、勝手次第に人民を捕まいて勝手次第に事実を製造して人を罰してはならぬと云ふことは根本法にある、其根本法と云ふものは一つの法律に過ぎないから王様か勝手に廢してはいかぬと云ふので憲法か出来て此根本法を改めさせぬやうにするものか憲法である、陪審制度か憲法発布前にはないのは失体である、憲法は看板である、唯根本法を改めさせぬやうにするのと云ふのか憲法の保障である、保障すへきことは人権に付いて最も重きをなすものである、たからして陪審制度と云ふ

ものは憲法の根本法であるのでこさいます、さうなつて見ると誰か之を拵へるか云ふ問題になる、乃公か拵へなければならぬ之を拵へたものは伯爵にならう侯爵にならう公爵にならうと云ふ策略か其所に生ずるのである、長州は勤王で起つて来て維新の大業を成就した、幕府を倒して王政復古をしたか昔の王朝時代の政治を其儘にすると云ふのではない、王朝の政治を其儘に行ふと云ふのならは永遠に事実上安全を保つことか出来ない訳でないか、日本の皇室を永遠に保つにとうしても立憲政治にてやるといふのは長州の主義である、即ち幕府を倒して王政を復した、新しい王政で立憲政治でやる、茲に於て長州か勤王を以て起つた始まりで、始あつて終ありて憲法を完成するのは終あるのである、始めあるのであるから何所までも長州でやらうとした、伊藤公か憲法の制定に著手して今日に至つたのである、それから陪審制度、地方制度といふものか必要なのであるか、陪審制度は山田顕義伯の手に委ねられ、地方制度は山県公爵の手に依つて成立つて余はと是は変化かあつて今日に至つたのである、斯の如く皆長州の手で憲法の根本なる憲法の基礎法を作らうといふことになつた、山田伯は陪審制度の起草委員であつたか、山田伯か段段気か付いた、日本は治外法権である、其当時土耳其も有名な治外法権国であつたか日本も治外法権国であつた、そこで陪審制度を行つたら治外法権で独立国にするといふ政策に違ふ、斯ういふ考からして陪審制度といふ人民の権利は少しも与へてないことになつたのでこさいます、憲法といふものは

今日でも吾吾人民に権利か与へてありまするけれども、是等は法律の上で完全に行つて憲法を動かさぬやうにするのか当然である、然るに治外法権の当時であるから根本法を拵へないて憲法か丁度約束をするやうに書いてある、法律に依るに非ずして云云と書いてあるけれども其法律を拵へてない、憲法を前きに拵へて根本法を後に拵へやうやといふり方であつた、そういふ方法で憲法を拵へる抔といふ非立憲のことをやつて居る、憲法は作つたけれども陪審制度などの問題は面倒だから法律に依るに非されは云云といふやうにして置いて人民の権利となるべき法律は拵へない、自治制度の方は出来たけれども陪審制度の方は俄に見合はせになつた長州の山田伯か治外法権の爲めに行はなかつた、所か二大戦争の爲めに治外法権を撤去して独立国になつたから矢張り陪審制度を拵へなければならぬ、之も長州の手で拵へたい、と云ふことから伊藤公か政友会の綱領を作られた中にも其事を書いてある、誰にも手を付けさせない、確か其中に外交を刷新し法治国の名実を全うすると云ふことを書いて居る、之て以て見ても實際の法治国でないことか明である、それでありませうか

らしてどうしても憲法の事業と云ふものは長州の手でやらなければならぬと云ふ以上は陪審制度も長州の手でやらなければならぬと云ふことになりませう、てありますから前の桂内閣は是非之をやらうと云ふのでございませう、新政党の首領としても陪審制度を行ふと云ふことは考へて居られたやうであります、従つて他の内閣でも陪審制度を拵へると云ふことは

考へて居つたので、何れも自分の手で以てやらうとするから貴族院の妨害拵をうけはしないかと躊躇延引してやれないと云ふやうな訳で、余り委しく云ふと言ひ難いからマアこれまでにして置きますか之は先づ政治上の色色の権衡論から誰れか陪審制度を仕上げたから伯爵の者か侯爵になり侯爵か公爵になると云ふことをやるのでございませう、之は第一に六个敷ひ点であります、第二には日本の法律学者の方からも見なければならぬ、日本の法律学者と云ふものはとこからどう云ふやうに養はれたか法律大家と云ふのはどう云ふ時代に生れてどう云ふ教育をうけたかと云ふことを見なければならぬ、今日の学者は治外法権時代に養成されて、治外法権時代の政略に因つてやつて来た学者である、今申した如く治外法権と云ふものか日本に是迄在つたので、治外法権を撤去すると云ふに付ては所謂条約の改正拵と云ふことになり、治外法権撤去に付ては明治年代の最も哀しい歴史を有つて居ります、此治外法権を撤去しやうとすることから種種様様の策略を設けた、大きく言へは各国では未だ日本は開けないと云ふことを言ふて口も手も足も出ないと云ふ有様で外交談判をしても手も足も出ないと云ふやうに日本人を縛つて置かなければならぬ、ウンともスンとも出来ないやうにしなければならぬと云ふ有様であるから一方では憲法を施さなから一方では圧制をしなければならぬと云ふやうな訳で、それ故に政府のことは総て秘密を人民に知らしてはならぬ、と云ふやうな有様でありますから政治のことは総て秘密でやらなければならぬ、

従て又官僚政府でなければならぬと云ふのでございました、又役人となるには其頃は大学を出ると直ぐに役人に成る、何ても政府のことに随はなければならぬ、とんなこちつけ理屈ても宜いから圧制の意味を付けければ宜いと云ふやうなことから圧制になるやうに小理屈を付ける、さう言ふのは政府のお氣に入りになつて官吏として立身する、本當の理屈を言ふものは皆免職になるからあらゆる理屈をこちつけたのである、憲法を教ゆるにしても所謂形式憲法で、憲法の中に書いて居るじやないか、『法律に依るに非ずして逮捕、監禁、審問、処罰を受くることなし』とあると言ひますけれども、之は法律に依るにあらされはとあるけれども其法律はどんなものかと言へは勝手に人を捕まひても宜しい、勝手に独断裁判をしても宜しいと云ふこととこさいますから法律の内容は教へない、憲法の上つ面ら計り教へて其以上は教へない、矢鱈に人を捕まへて陪審制度を採ると云ふことと扱は理屈に合はない扱と云ふて何んでも己の言ふところを書け、若し説か違つたら、悉く零点にするぞ、私立学校でも皆試験制度を設けて己のやうな歩調でやれと云ふやうな訳である、諸君等も皆それでやられたのであります、それで斯う云ふ生立は今日の学者である、又其後今日大学あたりから出る学者は生徒を拵へるにお前は英法をやれ、お前は独法をやれと云ふけれども若し是等の生徒に向つて英吉利の裁判制度はどうなつて居るかと問ふても一人として充分な答へをする者は無い、唯日本の民法の契約法と英吉利の民法の契約法と較へて見る位のこと、英

法をやつたからと云ふて英吉利の裁判法はどうなつて居るか分らぬ、英法か独逸の裁判法に比してどう云ふ風に構成されて居るかと云ふことは少しも知らぬ、さう云ふ人間であるから陪審制度かどう云ふものか御存知のある筈かない、さうして今のやうに狭い学問をされて居る、教育の仕方かさう云ふ風になつて居りますから唯黙つて英法さえ読んで置けば学者の威厳も保つて居り政府の御用も勤つたものである、それで月給も取れて居つたのである、さう云ふ人等に向つて陪審制度と云ふものかなければならぬと言つたところか解るものてありません、さう云ふ有様でありますから学者の方でも近頃は陪審制度の反対論扱も並へて書いて居る者もありますか皆倒れた、今日では理論に於ては尤もたと云ふことになつた、併しどう云ふことを言つて居るかと言へは陪審制度をやるには金か要ると云ふことを言つて居る、供し金かかかつては仕様かない、日本人民をして何時までも牛馬の如く取扱つて陛下に対して不忠不義と云ふ様なことをして居つてはならぬ、相当に金かかかつては是非やらなければならぬことしやかないか、尤も私扱の考へては何もそんなに金も要らぬしやないか、我我人民に陪審をやらせるので裁判をさせる権利さへ呉れれば宜いのである、陪審の費用だつて知れたものである、陪審者の部屋か要ると云ふけれども十畳位の部屋か一つあれば宜い、それも全国で四十箇所位のことである、何に藁家でも沢山た、ペンキ造りてなくても宜しい、二万か三万もあつたら宜しい、陪審者の日当旅費扱は人民自ら負担すれば

宜しい、唯人民に権利を与へれば宜しい、それに金か要るから杯と言つて胡魔化さうとする、官費を以て歐羅巴杯に往つた学者などは陪審制度は理屈も御尤もたか、どうも我我には能く解らぬ杯と言つて居る、長い間欧米で飯を喰つて来たでせうかそんな先生方には陪審制度のことなどは解る訳はない先つ官僚内閣杯と云ふに就ては色色弊もありますか先つ此位にお話を止めます、尚ほもう一つ陪審制度の後れて居る原因がある、それは何かと言へば之は人民の方の側から言はなければならぬ、成程、政府の方では此事を仕上げれば男爵の者か子爵に為り、子爵の者か伯爵に為り、侯爵の者か公爵に為りたいと云ふ考へかあつて容易に手か付けられぬと云ふ色色の事情がある、併し学者としては公然反対する者もない、人民はどう云ふ問題を以て進むかと云ふことに帰しなければならぬと云ふことになりませうか、人民か陪審制度を起さなければならぬと云ふことに付ては私は二三日前に青年会館で日本人の理想の実現的要素と云ふことに付て申しましたから此所では少し方面を替へます、詰り言ふと人民の理想と実現力と云ふことか全く無くなつたと云ふことに帰するのであります、大意を言ひますれば斯う云ふ意味であります、前申しました如く総ての教育制度か唯上から押し付けて置く丈である、さうしてまああらゆる理窟と云ふものは官僚理窟と云ふのでありますから憲法政治を布きなから非立憲の事計りを働いて居る、憲法政治を布いても反対な事をするには屁理窟を付けなければ出来ないからこねくつて屁理窟を言ふ何んでも

圧制に都合の宜いやうな屁理窟であれば採用される、憲法を採用して非立憲の事を行るのであるから其理窟はひねくつたものである、今日の官海の中でも学者の中でも物の解つたやうなことを言ひながら理窟と云ふものはどうにもなるものである杯と言つて居る、理窟かどうでもなつたら堪つたものでありませぬ、さう云ふ連中は理窟はどうでもなると云ふやうに考へて居るから日本人の頭には理論と實際と全く別のものやうに考へて居る、諸君も能くそんなことを言ふけれどもそれは間違つて居る、能く君等も言ふことであるかそれは實際はいかぬ、理論丈の事た杯と云ふと豪い者のやうに考へて居る、そんなことでは理論も何もなく無茶苦茶にやると云ふことになる、こう云ふことか日本人の頭になつたのは日本の教育の仕方は理論と實際と違つて居ると教へたからである、それで日本人の頭には理想と實際と云ふものは違ふ、と云ふやうに思つて居るから総て実現力を失つて居る、幾ら日本か斯う云ふものであるああ云ふものであると言ふたところか理論の統一か出来ぬ理想と云ふものは実行の出来るものでないと思つて居る、実行の出来ないものは理論だと思つて居る、さう云ふものに対して幾ら理想を説いても音楽か何か聴くやうなこと甚しきは骨董物のやうに思つて居る、理想を聴くのは面白る半分は聴いて居る、寄席でも聴きに行くやうに思つて居る、理想は骨董しみた快樂のもので唯自分を楽ましむるものと云ふやうに日本人の頭にはなつて居る、実に此位役に立たぬ人民はない、何を言つても理想と云ふものは実行

されへきものてないと云ふやうに思つて居るからとうにも斯うにもならぬ、元氣の失せ切つた人間と言はなければなりませぬ、それならば我我の先祖には理想の実現力が無かつたかと言へは諸君のお祖父さん位になつて居る或は親父さん位になつて居る封建時代の人人は理想は実現しなければならぬと思つた、命にかけても実現しなければならぬと思つたのは我我祖先では所謂武士道と名を付けた、武士道と云ふのは何かと言へは心胆を練つて自分の理想を実現すると云ふのは武士道の力である、武士道は一つの理論でない実行論た、理論には善いことも悪いことも在つたかも知りませぬか、例へは仇打の如き法律には厳禁して居るから犯罪をするのであるけれども己の美風を顕はすこと即ちそれは武士道である、自分の理想は善悪に拘らず武士道として理想を実現仕やうとするのである、何も武士道と云ふ一つの塊の在る訳でもない、唯理想の実現力である、丁度此理想を実現すると云ふ日本人民の力と云ふものは憲法か出来るまでに実現して来た、既に憲法か出来て来たのであるか、板垣伯か名古屋に於て相原某に刺された時に『板垣死すとも自由は死せず』と言つたか、今日は板垣活きて自由は死したのである、従つて日本の今日は理想と云ふものは実現すへきものてない、唯人の心を楽ましむるものである、寄席に行つて話を聴くやうなものであると云ふので、マア今日の出版物を見ても解るか、たまた昔の事だから書いて居る、昔の古い事か宜いと云ふので此事柄は実行か出来るか出来ぬかと云ふことは考へずに唯読んで楽しんで、行

ふへき理想と云ふものは日本の一の楽み事に過ぎない、理想と云ふものは実現すへきものてないと云ふやうに思つて居る、一体戦争をやつて二度までも勝つて居るか、勝つた理由は何にもありませんかそれを恰も武士道の如くに言現はしてさうして日本人には一種變つた武士道か腹中に有るやうに思ふて居る、是等は世界の進歩に後れて居る、世界の智識は余り研究しない、日本は今日世界よりどれ程退歩して居るか総ての事か政治文物技芸悉く世界の後に落ちて居る、それは何に原因するかと言へは理想と云ふものを迎へて実行する力か無い、理想を楽みにする昔の骨董物の如く取扱つて居る、今日武士道かあると云ふがどこに武士道かあるか見せて貰ひたい、芸者の踊る劍舞杯で武士道を踊つて居るかも知りませぬか、あれは決して昔の武士道を実現する力てないのである、斯の如くして益々世の文明か後れ陪審制度と云ふものはどんなものであるか憲法はどんなものであるか能く解らぬ憲政擁護と言ふか何を擁護するのであるか、憲政の立つて居らぬに擁護か出来るか、さう云ふ次第で総て人後に落ちて居る、従て陪審制度と云ふものは人民から実現して来る訳はない、是れ即ち陪審制度の遅遅たる第三原因である、併しなから今日になつて早く陪審制度を拵へて議會を通さうと云ふのでこさいますか或は一晚の中に司法省の中で出来るかも知りませぬ、或は政友会て出来るかも知れぬ、或は又国民党て出来るかも知れぬ、忽にして陪審制度は議會を通過するかも知りませぬか、それでは面白くない、総て日本人民の元氣は衰へて

内訌かひとくなつた、一度外から擲たれる時機か来ませうなら日本か再び腰か伸るかとうかと云ふことは頗る問題となつて居る、日本の勳聖なる先帝陛下か崩御せられて新帝か位に即かせられて居られますけれども段段下に降つて来るやうな有様でないかと思はれる、此時に方つて人心を新にすると云ふことをしなければならぬか、其人心を新にしなければならぬと云ふことは最も此陪審制度に依らなければならぬ、此陪審制度を作るに唯一政党の内で作つた法律案か出来るとか司法省の隅つこて拵へたものか議會を通ると云ふ丈では面白くない、憲法の上は大根本を成す位の陪審制度であるから国家の元老をして直接に案を作らしめて国民か之に裏書をしなければならぬ、さうして人心を服せしめなければならぬ、日に新に日日に新にならなければならぬ、人心か日日に倦んで竟に骨董的になるのであります、政府は又人民の権利を重んずることを為さずして独断裁判を行なはんとして居る、今日となつては此独断裁判なるものを全廃しなければ人民の元氣か喪せて人民の権利と云ふものは無くなるのである、故に此重大なる事柄に付ては天下の元老を集めて板垣伯も大隈伯も集るか宜からう、政府の元老は無論の話斯う云ふ人人か相集つて板垣伯も大隈伯も侯爵に成るか宜からう其他の侯爵は公爵になるも宜からう、斯の如くにして人心を新にすることか出来る、唯小さく一方の隅つこて法律案を作つたと云ふことでは人心を新することか出来ませぬ、以上申述べた原因から陪審制度の実現と云ふものは必要であらうと考へる（拍手）

次て石山彌平氏は記念会の重んずべき事を述べられ花井博士は諸君の時間に対する権利を尊重する趣旨を以て演説を見合す旨を述べ是に於て一同の待ち兼ねたる余興に移り海老一一座の大神楽早川貞水の講談播随院長兵衛、永田錦心の琵琶毒饅頭、桃中軒繁右衛門の浪花節赤穂義士銘銘伝（中山安兵衛）等孰も喝采声裡に演了し五時に垂んとして校庭並創立二十年記念大校堂に設けたる十数の模擬店を開き学生諸氏は十二分の歡を尽くして散会したるか他方に於て學員諸氏は六時より學員会秋季總會に移り一同宴席に着くや同会理事石山彌平氏は決議事項を提出したるか其中理事評議員改選の件は学長の指名に委することと爲り島津二郎、小北松之助、野間伝吉、青木雷三郎、河東田経清、矢野政二、佐藤五三の七氏學員に推薦の件も満場異議なく可決、其れより宴会に入り諧謔縦談の裏歡樂已むなく其各自の別を愛みて散会したるは九時を過く当日學員会に出席ありたる重もなる者は石山彌平、井上市太郎、岩田匡彦、岩崎鉄次郎、乾喜代八、井上勝好、花井卓蔵、早川六郎、早川方明、本間則忠、堀江専一郎、星野照、外山辰蔵、岡野敬次郎、大場茂馬、小栗盛太郎、小山田実、小山残平、沖津有喜世、渡辺福三郎、渡辺豊治、笠原文太郎、川島銀平、神田常吉、川上定次郎、川手忠義、景山武夫、米原芳蔵、高崎介蔵、竹内卷太郎、高野金重、武田明、滝沢茂雄、辻本友次郎、中西徳雄、中村光彌、難波弁太郎、内田清吉、植木寿雄、宇田尚、野口源伍、黒須竜太郎、久富勘太郎、窪田欽太郎、安田清忠、山浦橘馬、山本角之助、松岡高明、丸山熊八、松尾参三郎、松隈昌隆、藤田幸太郎、

小谷三雄、五味平五郎、小松林蔵、新井要太郎、浅野正太郎、
齊藤豊、指田義雄、佐藤正之、宮部準次、水島房吉、三宅碩夫、
宮崎三郎、島野金吾、神直三郎、品川熊松、塩谷恒太郎、元田
肇、諏訪貫一、鈴木濟美、杉坂実等の諸氏なりき